

尿比重を利用した尿蛋白再検基準の検討

◎福島 由記¹⁾、石川 博久¹⁾、福原 真世¹⁾、嶋田 聖弓¹⁾、大川内 沙織¹⁾、中島 正貴¹⁾、馬島 大¹⁾、飯田 真弓¹⁾
東京品川病院 臨床検査科¹⁾

【目的】

当検査室では尿試験紙を用いた尿定性検査を実施し、蛋白で偽陽性が疑われる場合はスルホサリチル酸法（以下、SSA 法）で再検査を行っている。再検査基準は蛋白（±）以上かつ比重 1.024 以上（以下、現行法）としている。当院では増床が予定され検体数の増加が見込まれるため、再検査数を減少したいと考えた。統計処理を行い、現行法の比重 1.024 から、高分子化合物の混入により蛋白の偽陽性が疑われる基準となる比重 1.035 以上（一般検査技術教本、一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 監修より引用）へ変更が可能であるか検討した。

【対象・方法】

2021 年 8 月 1 日から 9 月 31 日に提出された全 7925 件の尿定性検体（分析装置オーションマックス™ AX-4060, アークレイ社）において統計処理を行った。尚、今回の検討は当院の倫理審査委員会の許可を得て行っている。

【結果】

現行法では 782 件が再検査となり、再検査基準を比重

1.035 以上にすると再検査数は 74 件であった。また、比重 1.024～1.034 で結果の変更をした検体があったが、臨床的に影響を及ぼすものは少ないと考えられた。

【考察】

比重 1.024～1.034 で臨床に影響があると考えられる結果の変更をした検体は、粘液糸等が出現しているものが多かった。当検査室では、塩類等による濁りが SSA 法に影響を及ぼさないよう遠心後の上清で再検査を実施している。このため多量の粘液糸等の影響により尿蛋白試験紙法で強い陽性となっていた検体が、遠心後の SSA 法で陽性強度が下がったと推察した。粘液糸等が尿蛋白定性検査で影響を及ぼすことは避けられないため、蛋白の精査としては尿生化学検査の追加を臨床側に推奨することとし、再検査基準を比重 1.035 以上とすることは可能であると考えられた。

【結語】

今回の統計により再検査基準を変更することで再検査数が減り、業務の効率化を図ることができると考えられた。
連絡先:03-3764-0511(代表)